

公告

令和6年4月26日

豊橋市長 浅井 由崇

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

豊橋市民病院病棟看護補助者派遣業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

ただし契約締結日から令和6年9月30日までを業務準備期間とする

(4) 契約上限金額（単価契約）

金2,489円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 令和5・6年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）において、大分類「役務の提供等」中分類「その他の業務委託」小分類「人材派遣」の営業種目に登録されていること。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
- (4) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- (5) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 平成30年度から令和5年度までに、病床数500床以上の急性期病院（公立、私立を問わない）において、夜間の病棟看護補助者派遣業務の受託実績を有すること。
- (7) 国税、県税及び市税が未納でないこと。
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）により、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒441-8570

愛知県豊橋市青竹町字八間西50 豊橋市民病院事務局管理課

電話：0532-33-6277

ファックス：0532-33-6177

電子メールアドレス：hosp-kanri@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

豊橋市民病院ホームページからダウンロードする。

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

※ 副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

4 評価の方法及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「病棟看護補助者派遣業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和6年6月27日（木）～令和6年7月3日（水）のいずれかの日を予定
時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が実施要領に示した契約上限金額を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 本業務は、豊橋市公契約条例（平成27年豊橋市条例第43号）第2条第2号に規定する特定公契約の対象となり、決定者と締結する本契約においては、同条例第6条から第12条に掲げる事項を定める。

(4) その他詳細は、「豊橋市民病院病棟看護補助者派遣業務プロポーザル実施要領」による。